

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度

() は中小企業以外の額です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：10万円 (7.5万円)	4人～6人：20万円 (15万円)
7人～10人：30万円 (20万円)	11人～100人：1人当たり3万円 (2万円)
- **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：5万円 (3.5万円)	4人～6人：10万円 (7.5万円)
7人～10人：15万円 (10万円)	11人～100人：1人当たり1.5万円 (1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり**20万円 (15万円)**を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

拡充

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合**
上記現行制度の助成額に
1人当たり **14,250円 (※18,000円)** を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり **7,600円 (※9,600円)** を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円 (9,600円)**を加算額として支給します。
() は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
「**最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、**過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば**助成対象になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

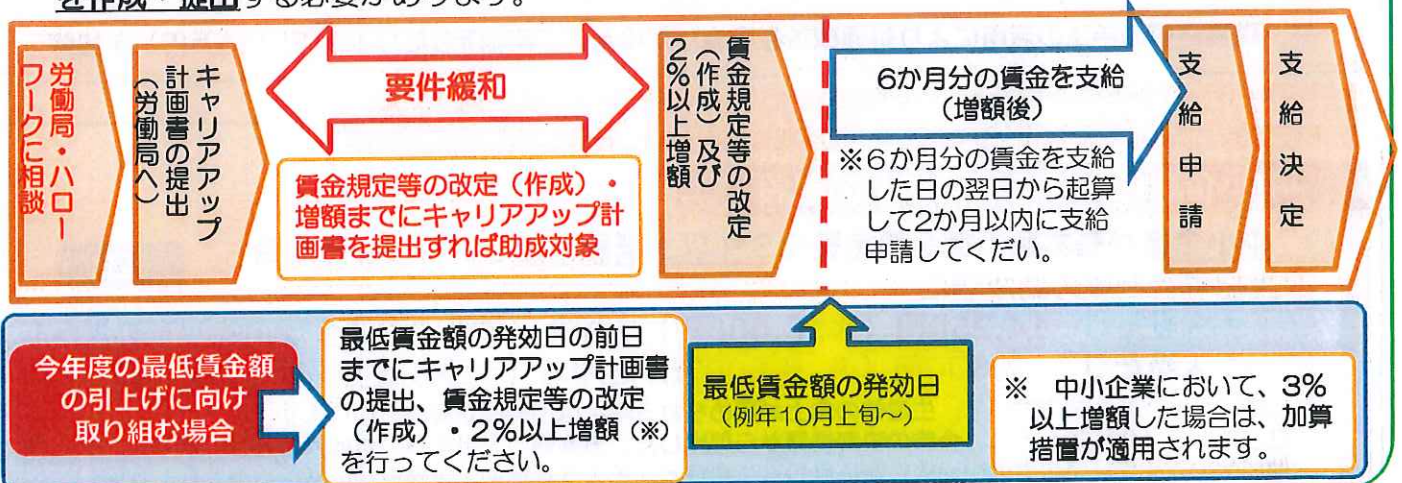
○ 賃金一覧表

対象者	金額(時給)
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



- ※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**
- ※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。**すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

短時間労働者の就業促進のための支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、**短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすこと**を通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

※ 「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度（平成28年4月から）

① 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合**

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
 7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
 7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり**20万円（15万円）**を加算

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- **短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合** 1人当たり **20万円（15万円）**

平成28年10月から「② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）」が拡充されます

※ 本年10月以降の変更内容については、現時点における予定です。

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- **短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険に適用した場合**
 1人当たり **20万円（15万円）** 拡充

※ 本年10月から被用者保険の被保険者が501人以上の企業（適用拡大対象企業）を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週30時間以上」から「週20時間以上」に変更されます。

※ 今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり（週25時間以上週30時間未満も利用可）、より利用しやすくなります。

※ 具体的な対象労働者は、適用拡大対象企業の「週20時間未満の方」（週20時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む）、その他の企業（500人以下）の「週30時間未満の方」となります。

※ 適用拡大対象企業は、10月1日付の契約（適用）まで変更前の制度（週25時間未満から週30時間以上に延長し社会保険適用）を利用することができます。

- **上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成** 新規
 1時間以上：1人当たり **4万円（3万円）** 2時間以上：1人当たり **8万円（6万円）**
 3時間以上：1人当たり **12万円（9万円）** 4時間以上：1人当たり **16万円（12万円）**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です（裏面の人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

キャリアアップ助成金のご案内

助成内容		助成額 () は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40万円 (30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円 (7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT）を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用 した場合	①賃金規定等改定 ・ すべての賃金規定等改定： 対象労働者数が 1～3人： 10万円 (7.5万円) 4～6人： 20万円 (15万円) 7～10人： 30万円 (20万円) 11～100人： 3万円 (2万円) ×人数 ・ 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定 対象労働者数が 1～3人： 5万円 (3.5万円) 4～6人： 10万円 (7.5万円) 7～10人： 15万円 (10万円) 11～100人： 1.5万円 (1万円) ×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・ 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり40万円 (30万円) ・ 共通の賃金規定等の導入・適用： 1事業所当たり60万円 (45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長： 1人当たり20万円 (15万円)

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

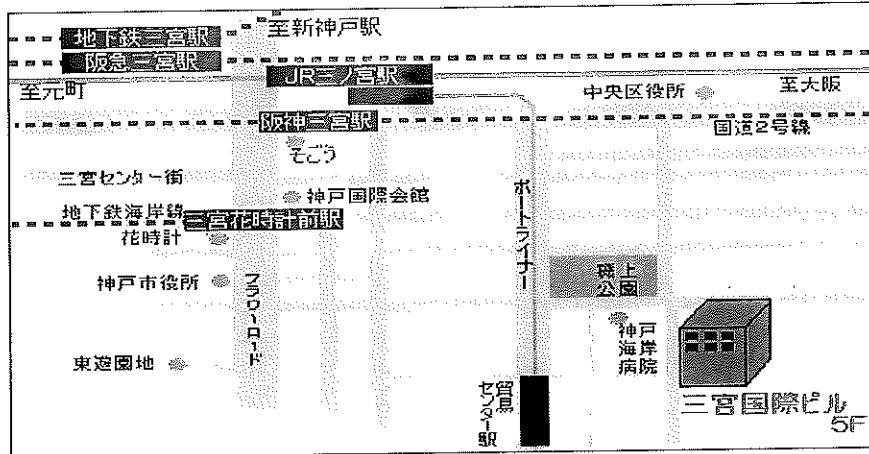


ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局職業安定部職業対策課）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

コヨウシエン

電話 078-221-5440



*お車でお越しの方は、ビル内駐車場（有料）及び近隣有料駐車場をご利用ください。